**下御霊神社 社殿修復準備会 会則**

第一章　総 則

第１条 　当会は下御霊神社社殿修復準備会という。

第２条 当会事務所を下記に置く。

　　　 　京都府京都市上京区新烏丸通丸太町下る信富町324番地

 下御霊神社社務所内

第３条　 当会は下御霊神社の本殿をはじめ建築物、境内は京都市有形文化財、

景観重要建造物等の指定を受けており、貴重な祭器、美術品、関係

資料等も残されている事から、平安時代から続く信仰と歴史と文化

を継続し、御所近くの町並みの保全と文化の発信に寄与するために、

修復修繕を行い地元民または観光客の受け入れ環境を整備する事

を目的とする。

第二章　役員と組織

　　　　　　　　 第一節　役員

第４条 当会の役員は下御霊神社神職と氏子総代を基本とする。

第５条 　当会で第4条以外の者を役員として適格と認めた場合は役員にす

ることができる。

第６条 当会の役員は無報酬とする。任期も設定しない。

第７条 役員の中で7学区各代表を理事とする。よって理事は7名とする。

 第二節 組織と運営

第8条　 当会の代表を宮司とし総括する。

第９条　 当会の会計は禰宜とし出納を担当する。

第10条　当会の役員会は役員の半数以上の出席がなければ開会できない。

第11条 役員会は目的の完遂の為に協議、決定する機関とする。

第12条 年度替わりの輪番で理事1名が会議の議長を務めなければならな

い。

第13条 緊急の際には代表、会計、理事半数以上のみで協議し決定すること

ができる。これを理事会と称する。

第14条 役員会、理事会いずれも出席者の過半数をもって可決する。可否同

数の場合は議長が決する。

　　第三章　財産の管理及び処分

第15条 当会の財産は、代表が確実なる方法によりこれを管理する。

第16条 次に掲げる行為をしようとする時は、役員会の決定を経た後、その

行為の少なくとも一ヶ月前に信者其の他の利害関係人に対し、其の

行為の要旨を示して其の旨を公告しなければならない。

一、当会の本来の目的の為に50万円以上の支出をする時。

二、借入(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入れを除

く。)又は保証をする時。

三、財産の処分をする時。

第17条 会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日を以って終わるものと

する。

第18条 歳入歳出の予算は会計年度開始前に代表が編成し、役員の三分の二

以上の同意を得なければならない。

第19条 決算は会計年度終了後一ヶ月以内に代表が作成し、役員の三分の二

以上の同意を得なければならない。

第20条 歳計に剰余を生じたる時は、翌年度の歳入に編入する。

第21条 当会の社務所には常に下に掲げる書類及び帳簿を備えなければなら

ない。

一、会則

二、役員名簿

三、収支計算書

第22条 当会は、信者その他の利害関係人であって前項の規定により当会の

事務所に備えられた同条各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧すること

について正当な利益があり、且つその閲覧の請求が不当な目的によ

るものでないと認められる者から請求があった時は、此を閲覧させ

なければならない。

　　　　　　　第四章　解散

第23条 当会の目的を果たし終えた時または新たな組織設立に伴い、その使

命を果たし終えた時に解散することする。

第24条 役員会にて解散を決定する。

第25条 当会が解散した場合の残余財産は宗教法人下御霊神社に帰属する。

　　　　　　　第五章　補則

第26条 この規則を変更しようとするときは、役員全員の決議を得なけれ

ばならない。

第27条 此の規則の施行に関し必要なる細則は役員会の承認を得てこれ

を定める。

附則 この会則は宗教法人下御霊神社の神社規則に準ずるものとする。

平成28年4月1日

下御霊神社社殿修復準備会

代表 印